KARUMAI KARUMAI KARUMAI KARUMAI KARUMAI KARUMAI KARUMAI KARUMAI KARUMAI

# 広報かるまいお知らせ版をの1

毎月第2・第4水曜日発行

軽米町役場 総務課 編集 電話 46-2111 / FAX 46-2335

# 7月21日(日)は、参議院議員通常選挙の投票日です



## 〈投票時間:午前7時から午後6時まで〉

#### ○入場券を持参ください!

「投票所入場券」を持参して投票してください。入場 券が届かなかったり、紛失した場合でも、選挙人名簿に 登録されていれば投票できます。事前に選挙管理委員会 に連絡するか、当日、投票所の受付で申し出てくださ

投票会場については、入場券に記載されていますので ご確認ください。(今回の投票から、「大清水公民館」 ではなく「大清水地区活性化センター」に変更となって おりますので間違わないようお気をつけください)

### ◎投票日に投票所へ行けない方は期日前 投票をしましょう!

仕事や冠婚葬祭などで投票に行けない方は、期日前投 票をご利用ください。

○場所:町農村環境改善センター(役場隣)

○期間:7月5日(金)から20日(土)まで毎日

○時間:午前8時30分から午後8時まで

○手続き:「宣誓書」に署名します。あとは通常の投 票所での投票と同じです。印鑑は必要ありません。

> 【問い合わせ先】軽米町選挙管理委員会 (☎46-2111内線351または352)

### ◎入院中の方も施設内で投票できる場合 があります

入院している病院などが、不在者投票のできる施設に 指定されていれば、その施設内で投票ができます。お早 めに事務の方にお願いして、投票用紙を請求してもらい ましょう。

#### ◎不在者投票もご利用ください

出張や旅行などで期日前投票にも行けない方は、滞在 先の市区町村選挙管理委員会で投票が出来ます。 (あら かじめ手続きが必要ですので、詳しくはお問い合わせく ださい)

### ◎成年被後見人の方も投票することがで きるようになりました

選挙制度の変更により、成年被後見人の方も投票する ことができるようになりました。

新たに申請等は不要です。投票日の当日に定められた 投票所において投票することができます。

あわせて、代理投票における補助者の見直しが行われ るとともに、病院等の不在者投票において外部立会人を 立ち会わせるなど選挙の公正な実施の確保に努めなけれ ばならないこととされました。

## 平成25年度 成人式のお知らせ

平成25年度町成人式を8月15日(木)に行います。 該当する方(平成5年4月2日から平成6年4月1日 までに生まれた方で軽米町在住者及び軽米町出身者で現 在町外に在住している方)です。往復はがきで出席のご 案内をしておりますが、案内が届かない場合には下記ま でご連絡ください。

期 日 平成25年8月15日(木)

 $9:00 \sim 9:50$ 受付

> $10:00\sim11:00$ 典力

アトラクション  $11:00\sim11:30$ (アトラクション終了後、記念撮影)

会 場 軽米町農村環境改善センター (軽米町役場隣)

【問い合わせ先】教育委員会 生涯学習グループ (2246-4744)

## くらし、仕事、お金、こころなどの何でも相談 「これからのくらし仕事支援室」を開設します

県では、盛岡市菜園に「これからのくらし仕事支援室」 を開設しています。くらし、仕事、お金、こころ、生きる ことに関する苦しみ、悲しみを抱えている方ならどなたか らでも相談を受け付けます。相談者の気持ちに寄り添って よき友として、支援に当たります。相談無料、秘密厳守で す。相談は、電話または面談で受付します。

開所時間 月曜日から金曜日まで 10時から17時まで (新規相談受付は、10時から16時まで)

所 盛岡市菜園1-12-18 盛岡菜園センタービル5階

0 1 9 - 6 2 6 - 1 2 1 5連絡先 73

FAX 019-625-1545

## 協働参画町づくり推進審議会委員を募集します

現在、軽米町では、新軽米町総合発展計画の将来像である「豊かな自然の恵みと彩り、歴史と食文化の薫るにぎわいのまち」の創造に向け、町民の皆さんとの協働を基本としながら、いきいきと輝き、快適で安心して暮らすことのできる町づくりを進めています。

協働参画町づくり推進審議会委員として、わが町"軽米"のまちづくりに参加してみませんか。詳しくは、下記をご覧のうえご応募ください。

目 的 豊かで住みよい活力ある地域づくりを支援する「協働参画地域づくりチャレンジ事業支援金」を交付する ために、申請のあった事業内容を審議していただくとともに、協働参画のまちづくりの推進を図ることを 目的に、協働参画町づくり推進審議会委員を募集します。

募集人員 若干名

募集締切 平成25年7月31日(水)

任 期 委嘱の日から2年間

活動内容 年1回程度審議会を開催するとともに、随時ご提言やご意見を伺います。

謝 礼 謝礼金をお支払いします。

応募方法 申込書に必要事項を記入し応募してください。

(申込書は総務課企画グループへご請求ください。)

資格協働参画のまちづくりの推進などに関心を持ち、審議会委員としての熱意をお持ちの方

ただし、下記に該当する方は応募できません。

- (1) 平成25年4月1日現在で満18歳未満の方
- (2) 軽米町に住所を有しない方
- (3) 議会議員、教育委員、農業委員、選挙管理委員、監査委員及び常勤の町職員

【申し込み・問い合わせ先】総務課・企画グループ(☎46-2111)

## 振り込め詐欺などに注意!

今年に入り、二戸警察署管内において、利殖勧誘詐欺や振り込め詐欺などの特殊な詐欺 についての相談が増加しています。なかには、実際に被害に遭われた方や、もう少しで被 害に遭いそうになったケースも見受けられます。

家族がトラブルに巻き込まれたという話による示談金名目の振り込め詐欺の他にも、「必ず儲かる!」という甘い言葉で勧誘し、レターパックや宅配便を利用しお金を送金させるなど、詐欺の手口は年々巧妙化しています。

不審な電話があったときは、自分一人で判断したりせず、家族の方に相談したり、二戸警察署やお近くの駐在所に相談しましょう。

【相談・問い合わせ先】

二戸警察署 (☎29-0110) 軽米駐在所 (☎46-2004)

小軽米駐在所(☎45-2110)

晴山駐在所 (2547-2110)

## 医療費助成の更新のお知らせ

## 〈乳幼児・児童生徒・重度心身障害者・ひとり親家庭医療費受給者証の更新について〉

現在、医療費助成を受けている方が使用している乳幼児・児童生徒・重度心身障害者・ひとり親家庭の各医療費受給者証の有効期限は7月31日までとなっています。

8月1日以降も、引き続き医療費の助成を受けるためには更新手続きが必要となります。

更新続きの受付は、下記の日程で行いますので、忘れ ずに手続をするようお願いします。

受付日・受付時間	受 付 会 場
平成25年7月23日(火) 午前9時~午前11時30分	小軽米出張所
平成25年7月23日(火) 午後1時~午後5時	役場隣・農村環境改善センター
平成25年7月24日(水) 午前9時~午前11時30分	晴山出張所
平成25年7月24日(水) 午後1時~午後5時	役場隣・農村環境改善センター
平成25年7月25日(木) 午前9時~午後5時	役場隣・農村環境改善センター
平成25年7月26日(金) 午前9時~午後7時	役場隣・農村環境改善センター

★更新手続きに必要なものです。受付の際に提示してください。

- 1 印鑑・健康保険証・医療費受給者証(ピンク色の受給証)
- 2 医療費受給者証更新申請書(通知書に同封しています)
- 3 重度心身障害者の方は、それぞれ次のうち該当するものを 持参してください。
  - ①身体障害者手帳(1級又は2級)
  - ②障害基礎年金証書(1級)※手元にない場合は振込通知書
  - ③特別児童扶養手当証書(1級)
  - ④療育手帳 (A)
- 4 所得証明書等を提出するよう通知のあった方は、<u>平成25</u> <u>年度所得・課税・扶養証</u>明書(24年中の所得状況)を持 参してください
- ◎更新手続きをしないと、8月1日以降は医療費の給付が受けられなくなります。
- ◎受給期間内における過去の未請求の医療費がありましたら、 町民生活課までご請求ください。

【問い合わせ先】 町民生活課 医療費給付係(☎46-4734)内線111 KARUMAI KARUMAI KARUMAI KARUMAI KARUMAI KARUMAI KARUMAI KARUMAI KARUMAI KARUMAI

# 広報かるまいお知らせ版をの2

毎月第2・第4水曜日発行

軽米町役場 総務課 編集 電話 46-2111 / FAX 46-2335

## 平成 25 年度 国民健康保険税のお知らせ

#### ○国民健康保険税の納付対象者

国民健康保険税は、毎年4月1日現在で国民健康保険に加 入している方の世帯に賦課されます。課税対象人数は、4月 1日現在で国保加入されている方です。

世帯の国民健康保険加入者一人ひとりについて算出した税 額の合計がその世帯の年税額となり、納税義務者となる世帯 主あてに通知します。

世帯主が、社会保険などに加入している場合でも、世帯の 中に国民健康保険の加入者がいる場合には、世帯主が納税義 務者となります。(課税額は国保加入者分)

#### ☆途中加入などの場合には早めの手続きを

世帯の中で異動(転入、転出、出産、死亡、社保加入な ど)があった場合には、月割で計算し直しますので、お早め に役場町民生活課窓口で手続きを行ってください。

#### ○軽減について

世帯全体の総所得が、次の表の基準に該当する場合に、国 民健康保険税のうち均等割と平等割の一部が軽減されます。

民庭家体験があります。1000 間が、程度	WC 1100 30
前年中の世帯の総所得金額	軽減割合
33 万円以下	7割
33万円+【24万5千円×被保険者及び特定世帯所属者数(いずれも世帯主を除く)以下】	5割
33 万円+ (35 万×被保険者及び特定世帯所属者数) 以下	2 割

※軽減に該当する世帯については、当初課税時に軽減され ていますので、申請する必要はありません。

#### ○納期限

期別	納期限日
第1期	平成 25 年 7月31日 (水)
第2期	9月2日 (月)
第3期	9月30日(月)
第4期	10月31日(木)

期別	納期限日
第5期	12月2日(月)
第6期	12月25日(水)
第7期	平成 26 年 1月31日(金)
第8期	2月28日(金)

#### 特別徴収対象者の納付時期

対象者は、65歳~74歳だけの世帯の世帯主であり、年額 18万以上の年金受給者。偶数月の年6回の特別徴収(年金 からの引き落としによる納付)となります。4・6・8月分 については、年間の国民健康保険税が確定していないため、 仮徴収という形で特別徴収します。

※年金特別徴収の対象となる方でも、口座振替で納めていた だくことができます (手続きが必要です)

【問い合わせ先】

税務会計課課税グループ(☎46-4737)

#### ○税額と税率

内 訳	医療分	支援分	介護分
①所得割額 (前年の総所得-基礎控 除額33万円)	5.6%	1.7%	1.2%
②資産割額 (固定資産税額)	18.0%	9.0%	7.0%
③均等割額(1人あたり)	17,000 円	6,000 円	5,500 円
④平等割額(1世帯あたり) ※特定世帯は半額、特定 継続世帯は4分の3の額 (介護を除く)	23,000 円	6,500 円	6,500 円
小計 (①~④の合計)	医療分計⑤	支援分計⑥	介護分計⑦
限度額	51万円	14万円	12万円
合計® (年間の保険税額)		5+6+7	

【年間の保険税額(合計額®) ÷8回(納付回数) =1回分 の納付額】となります。ただし、年金特別徴収の場合は【年 間の保険税額(合計額®)÷6回(納付回数)=1回分の納 付額】となります。

- ※1,000円未満の端数処理のため第1期が多くなる場合があ ります。
- ※年度内に後期高齢者医療に移行する方は、誕生月の前月ま での期間で計算されています。

#### ○後期高齢者医療制度に伴う国保税軽減制度

- \*特定世帯…75歳に到達する方が国民健康保険から後期高 齢者医療に移行することにより国保加入者が1人となる世 帯は、平等割が移行した月から5年間半額になります。 (介護を除く)
- \*特定継続世帯…特定世帯の期間が5年を経過した世帯につ いては、その後3年間平等割が4分の3の額となります。 (介護を除く)
- ★世帯主の変更、加入者が2人以上となった場合などは特定 世帯ではなくなります。

#### ○納付場所

- ●新岩手農協本所・各支所 ●岩手銀行本店・各支店
- ●みちのく銀行本店・各支店 ●郵便局(口座振替のみ)
- ●役場税務会計課
- ★口座振替

国民健康保険税の納付に際し、手続きが簡単な口座振替を ご利用ください。(納付できる金融機関窓口又は役場税務会 計課で手続きできます。

#### ○正しい申告をしましょう

国民健康保険税の所得割額は、前年中の所得を基に決めら れますので正しい申告をしましょう。

申告をしないと、保険税の軽減が受けられないなど、加入 者の不利益となることがあります。ただし、収入が公的年金 だけの方は申告の必要はありません。

#### 夜の健康教室を開催します

特定健診等の検査結果についてわかりやすくお話しします。 講 師 県立軽米病院院長横島孝雄氏

日 時 8月2日(金)午後7時00分~午後8時30分

場 所 町農村環境改善センター

【問い合わせ先】健康福祉課 (健康ふれあいセンター内☎46-4111)

#### 7月15日は「農地の日」

## 農地、農業が果たしている役割や機能への ご理解をお願いします

県の農業委員会系統組織(県農業会議、市町村農業委員会)は農地法が制定された7月15日を「農地の日」と制定しました。

農地は、農業における重要な生産基盤です。食料の安定 供給を図るためには、優良な農地の確保と効率的な利用が 求められます。そのため、農地法では次のような仕組みを 定めています。

◎農地は所有者や耕作者の方が適正に管理をお願いします 遊休農地は病害虫の発生、不法投棄の場所とされるな ど、近隣の農地や住民に被害を及ぼす原因となります。

農業委員会は、関係機関と協力し、毎年、町内の農地パトロール(利用状況調査)を行います。遊休農地の発生防止及びその解消などを目的としています。調査のため、農業委員や調査員が農地内に立ち入ることがありますが、ご了承をお願いいたします。

◎農地を農地以外に利用(転用)するときには、農地法による許可が必要です

農地に家を建てたり、資材置場などに利用する場合は、 工事を始める前に許可を受けなければなりません。農地で はないと思っている土地でも、手続きが必要な場合があり ますので、必ず確認をしてください。

農地の転用を計画される場合は、事前に各地区の農業委員または農業委員会事務局に相談してください。

- ◎農地を売買や贈与により取得する場合は許可が必要です 農地を取得するには、取得後の農地経営面積が30a以上 必要です。また、相続によって農地を取得した場合は農業 委員会へ「届出」が必要となります。
- ◎農地の転用や、売買についての審議は毎月、農業委員会総会で行われます

申請は審議する月の10日までにお願いします。 (農地の相続の受け付けは随時行っています)

★詳しくは、各地区の農業委員または農業委員会事務局 (☎46-4739) にご相談ください。

#### 動物ふれあい写真展の写真募集

動物愛護フェスティバル実行委員会では、動物ふれあい 写真展に展示する写真を募集しています。募集締切は8月 26日まで、規格は四つ切サイズで額に入れたものです。

【問い合わせ先】わんこの会(☎23-8257)

#### 原発事故による農林水産物及び加工・流通業の 風評被害の損害賠償説明会について

原発放射線により岩手県内の農林水産業者、食品加工業者・流通業者の方々が受けた風評被害について、東京電力による損害賠償の受付が、平成25年3月27日から始まりました。農林水産業者、食品加工業者、流通業者の方々の風評被害に対する損害賠償請求が円滑に進められるよう、下記のとおり説明会・個別相談会が開催されます。

開催日時 平成25年8月21日(水)

10:00~12:00 加工・流通業

13:30~15:30 農林業 (産直含む)

場 所 二戸合同庁舎1階大会議室

#### 内 容

- ①県からの説明(東京電力への賠償請求に当たって留意すべき事項等)
- ②説明会 東京電力による損害賠償の考え方、賠償手続き 等の説明、質疑応答
- ③個別相談

#### 参加申込

説明会・個別相談会への参加を希望される場合は、岩手 県商工企画室あてにFAX(111019-626-4779)又はメール (AE0001@pref.iwate.jp)で事業所名、氏名、連絡先、参加 会場、個別相談の希望の有無について、開催日の2日前まで にご連絡ください。

#### 個別相談

1事業者当たり30分程度を目安に行う予定。あらかじめ申 し込みすると、当日受付の際に、個別相談の順番をお知らせ します。

【問い合わせ先】

■農林水産業、産直関係

県農林水産企画室(☎019-629-5621)

■加工・流通業関係

県商工企画室 (2019-629-5529)

■損害賠償請求書等について

福島原子力補償相談室 (コールセンター) (☎0120-926-404) 受付時間:午前9時~午後9時

## 高齢受給者証が更新されます

70歳以上75歳未満の国民健康保険被保険者の方に交付 している『国民健康保険高齢受給者証』の期限は7月31日 です。

8月1日からの新しい受給者証は、7月31日までに郵送しますのでご確認下さい。

毎年、前年中の所得によって負担割合(1割または3割) の判定が行われますので、24年中で所得に変動があった方 は、負担割合が変わる可能性があります。

8月1日以降は、医療機関の受付で新しい『国民健康保険 高齢受給者証』と国民健康保険被保険者証を提示して下さ い。

期限の切れた受給者証は、細かく切るなどして破棄するか、役場町民生活課窓口までお届け下さい。

『国民健康保険高齢受給者証』を交付されている方のうち住民税非課税世帯に属する方で国保税の未納がない方は 医療機関窓口での一部負担金が軽減されます。

該当者には『国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証』が交付されますので、『保険証』、『国民健康保険高齢受給者証』と認印を持って町民生活課へ申請してください。

【問い合わせ先】町民生活課 町民生活グループ(☎46-4734) KARUMAI KARUMAI KARUMAI KARUMAI KARUMAI KARUMAI KARUMAI KARUMAI KARUMAI KARUMAI

# 広報かるまいお知らせ版その3

毎月第2・第4水曜日発行 配

軽米町役場 総務課 編集 電話 46-2111 / FAX 46-2335

## 「古着回収事業」説明会のお知らせ

*,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,* 

町では、本年8月中旬から、町内に10か所に回収箱を設置 し、「古着回収事業」を実施します。これは古くなった衣類 (上着、スーツ、Tシャツなど) を回収し、業者に有料(1 キロあたり2円)で買い取ってもらうものです。

つきましては地区説明会を下記のとおり5会場で開催しま すので、ぜひ参加くださるようお願いします。(どの会場で も参加できます)

期日	時間	場所
7月23日(火)		山内農業構造改善センター
7月23日(久)	18:30	晴山公民館(出張所)
7月24日 (水)	~	軽米町農村環境改善センター
7月25日(木)	19:00	小軽米公民館(出張所)
7月25日(水)		笹渡農業構造改善センター

【申し込み・問い合わせ先】

町民生活課・町民生活グループ

(☎46-4734、FAX46-4242)

メール cyominseikatsu@town.karumai.iwate.jp

## 「古着回収ボックス」の愛称募集

#### ■募集内容

町では、ごみの減量化を目指して本年8月中旬から、 町内に10か所に回収ボックス等を設置し、古着回収事業 を実施する予定ですが、町民のみなさまに親しんでいた だけるように愛称を募集します。応募点数・資格に制限 はありません。

- ■古着回収ボックスの設置場所
  - ·町役場前

(木製の回収ボックス 大きさ1.6m×1.1m×1m)

- ・各出張所、各幼稚園・保育園・児童館、町立図書館 (プラスチック製の90以タル)
- ■応募要領

郵送、FAXまたは電子メールで次の事項を記入しご 応募ください。

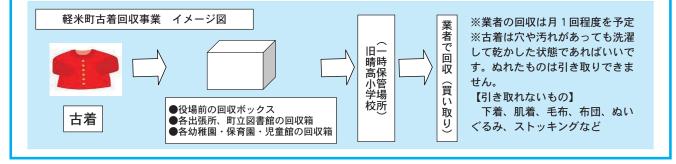
愛称、愛称の理由、応募者氏名(ふりがな)、性別、 年齢、職業、住所、電話番号、その他意見

■応募締切

平成25年8月2日(金)必着

■賞

最優秀作品1点(賞状と記念品を贈ります)



## 8月4日(日)は 第 31 回クリーンアップデー

8月4日(日)は、クリーンアップデー(町内一日 -斉清掃の日)です。みんなで協力し、快適で住みよ い町にしましょう。

- ○クリーンアップデー(町内一日一斉清掃の日)は、毎年 8月第1日曜日です。この日以外に清掃活動を行う地区 では区長さんなどの指示に従ってご参加ください。
- ○地域内の道路の空き缶拾いや公共施設の清掃など、各地 区の衛生組合長や行政連絡区長、子ども会育成会長の指 示のもと、協力し合い行ってください。なお、事故には 十分に気をつけましょう。
- ○地区活動を行わない場合でも、自宅の周りなどの清掃を 行いましょう。

## 祝日のごみ収集は月曜日の 燃えるごみだけ行います

通常のごみの収集は、祝日と土日は行っていませんの で、ごみを出さないように、皆さんのご協力をお願いし ます。

ただし、祝日で「燃えるごみ」を収集する日は次のと おりとなりますので、よろしくお願いします。

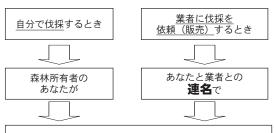
◎祝日にあたる月曜日で「燃えるごみ」だけを収集する日

- ・平成25年 7月15日(海の日)
- ・平成25年 9月16日(敬老の日)
- ・平成25年 9月23日(秋分の日)
- ・平成25年10月14日(体育の日)
- ·平成25年11月 4日(振替休日)
- ・平成25年12月23日 (天皇誕生日)
- ・平成26年 1月13日 (成人の日)

【問い合わせ先】町民生活課・町民生活グループ(☎46-4734)

## 森林の伐採には届出が必要です

森林は所有されている皆さんの資産であるばかりでなく、水源かん養や地球温暖化防止などの役割を果たしている公共財でもあり、地域社会にとって重要な資源です。森林を適切に維持管理するために、伐採届出の提出が法律で定められており、森林を伐採する場合は市町村長へ届出しなければなりません。



**伐採する前**に、軽米町長に伐採届出書を提出しましょう!

【届出時期】実際に伐採を始める90日から30日前まで

【届け出・問い合わせ先】産業振興課 農林振興グループ(☎46-4740)

## 節雷にご協力ください

#### ■7月1日から節電期間

今夏も引き続き全国で電力不足が心配されています。 政府では全国に7月1日から9月30日の期間の節電を要 請。各電力会社では目標数値を設定し、節電を促してい ます。

#### ■節電にチャレンジ

心がけと少しの工夫で節電は出来ます。節電のポイントをご紹介しますので、皆さんも無理のない範囲で節電に挑戦してみてください。

#### ■節電のポイント

- ①不要な明かりやテレビはこまめにスイッチオフ!
- ②主電源を切って、待機電力を削減!
- ③エアコンの温度設定は28℃に!
- ④冷蔵庫を開ける**時間は短く!** 物を詰め込みすぎない!
- ⑤早寝早起きで夜の照明点灯時間を削減!

【問い合わせ先】町民生活課 町民生活グループ(☎46-4734)

## 特定計量器の定期検査を実施

取引・証明などに使用する計量器の検査のため、2年に一度 実施されている特定計量器定期検査を実施します。取引・証明 などに計量器を使用している事業者は必ず受検しましょう。

■実施日:8月8日(木)

■場 所:役場小軽米出張所 (9:30~10:15)

ミル・みるハウス (11:00~11:30)

町農村環境改善センター(13:00~15:30)

※今回初めて受検する方は、7月22日までに下記までご連絡ください。

【問い合わせ先】産業振興課 商工観光グループ(☎46-4746)

#### いっしょにつくろう! ~図書館の本を使った工作~

図書館の本を参考にしながら、いっしょに工作をしませんか?紙ねんどを使ったペン立て、牛乳パックを使ったうごくおもちゃなどを作ります。作品の見本は図書館に展示していますのでご覧ください。

◆日 時:7月31日(水)10:00~12:00

◆会 場:軽米町立図書館

◆対 象:小学生◆参加料:無料

# おはなしの会「図書館ひろば」 ~みんなあつまれ~

■日 時 7月27日(土) 午前10時から

■会 場 軽米町立図書館となりの蔵

■対 象 幼児、小学校低学年

絵本の読み聞かせや紙芝居のほか、手遊び、季節の折り紙 遊びなどを行います。事前の申し込みは不要です。初めての 方もお気軽にどうぞ。たくさんの参加をお待ちしています。

#### テーマ図書展「夏を乗り切る」 7月31日(水)まで展示・貸出中!!

暑い夏を本で乗り切ろう。スタミナがつく料理や涼しげな お菓子のレシピ本、涼しい暮らしの参考になる本、夏の食べ ものにまつわる絵本などを紹介します。

【問い合わせ先】町立図書館(2546-4333)

#### 福祉のしごと出張相談会

日 時:7月23日、8月13日・27日

午後1時30分から3時30分

場 所:ハローワーク二戸会議室

相談内容:福祉の求人に関すること・就職活動・資格

取得・職場体験など

【問い合わせ先】

岩手県社会福祉協議会福祉人材センター担当城内 (公用携帯の080-1651-6203)

## バス&ウォーキングツアー ~もうひとつの塩の道~紫波米街道~

8月9日(金)「道の日」イベント参加者募集

#### 【集合場所】

二戸合同庁舎駐車場(9時集合)

久慈合同庁舎駐車場(9時15分集合)

【ツアー内容】

- ①九戸村長興寺 (歴史説明)
- ②九戸神社(歴史説明)
- ③紫波米街道ウォーキング(約1.5km)
- ④政實公の首塚 (歴史説明)
- ⑤ふるさと創造館(交流会)

【定員】80人先着順

【申込締切】7月31日(水)までに下記の問い合わせ先へ 【その他】参加費無料、昼食は各自用意ください

#### 【申し込み・問い合わせ先】

二戸土木センター道路環境課 (☎23-9209) 県北広域振興局土木部道路整備課

(**25** 0 1 9 4 - 5 3 - 4 9 9 0)